

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 37 号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び旅費の請求は、」を「は、任命権者が」に、「（別記様式）に必要事項を記入して行うものとする」を「に当該市内出張等に関する事項を記録することにより行う」に改め、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、市内出張等命令簿兼旅費請求書に市内出張等に関する事項を記録する時間的余裕がないときは、その記録をすることなく、市内出張等の命令を発することができる。この場合において、任命権者は、できるだけ速やかに、市内出張等命令簿兼旅費請求書に当該市内出張等に関する事項を記録しなければならない。
- 3 市内出張等命令簿兼旅費請求書は、庶務事務システム（電子計算機を利用して職員勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで、行財政局総務部総務事務センター長が管理するものをいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成する。ただし、消防職員に対して市内出張等の命令を発する場合その他別に定める場合は、別記様式により書面をもって作成する。
- 4 市内出張等の旅費の請求は、消防職員が行う場合その他別に定める場合は、別記

様式により行うものとする。

第8条を次のように改める。

(補則)

第8条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、行財政局組織・人事担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市内出張等旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)